2024.1.12

まつだ桜まつり出店要領(物販出店者用)

１．開催目的

松田町の観光名所として定着している「松田山早咲き桜」をＰＲすることにより、町商業・観光の推進を図る。また、町の経済発展及び活性、県内外に町の魅力を発信し、にぎわいを創造する事業を展開し誘客を図り、元気な「まち」づくりに寄与するとともに観光の振興発展に資することを目的とする。

２．物販出店について

桜まつり期間中の物販の出品については、全てTUDOI合同会社への委託となります。各店舗の販売商品を委託販売にて取り扱いを行います。

３． 委託条件

（１）販売商品の品質管理

①　粗悪品の販売禁止

②　賞味期限内での販売

③　食品表示の徹底（食品表示法）

（２）委託販売条件

　　①　商品全て、消化契約とさせて頂き、在庫については、事業者様負担とさせて頂

きます。

②　商品の卸条件については、都度話し合いの上、決定させて頂きます。

③　各販売商品の説明、金額等を記載した商品ラミネートは商品納品時に各自

作成し提出してください。

４．その他

　　①　食品衛生法、町条例その他の法令に抵触する行為の禁止

②　酒匂川臨時駐車場は交通安全上、出店することはできません

③　各店で桜まつり、松田町をＰＲ出来る商品の販売、開発等の検討並びに協力す

ること

**以上記載事項に反する行為をした場合、主催者等が衛生上、問題ありと判断した場合は、改善を命じ、従わない場合は、直ちに出品許可を取り消し、撤去を命じることが**

**出来ます。**

**※委託販売商品が多数の場合及び条件によっては、まつだ桜まつり実行委員会により厳正に協議をさせて頂き、お断りさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。**